

## 総会運営に関する細則

第1条 会則第15条、第18条及び第19条の規定に基づき、総会の運営、手続きに関し必要な事項を定める。

第2条 通常総会及び臨時総会の会期は、理事会において決定する。

第3条 総会は、年度により次の地区で開催する。

(1) 理事の任期が満了となる年度（以下「引き継ぎ年度」という。）は、東京都内で開催する。

(2) 引き継ぎ年度の翌年は、役員ブロック内で開催する。

2 総会開催場所は、理事会において決定する。

3 総会開催場所は、原則として前年度の総会で報告する。

4 総会は、理事会において、構成員が一堂に会する会議体と同等の十分な審議ができると判断された場合、電子的手段（電子的な通信並びに記録手段）を用い、または電子的手段と集合形式とを併用することにより開催することができるものとする。

第4条 総会運営は、次の構成員によって行う。

(1) 役員、役員ブロック内の会員及び会場校等の担当者

第5条 総会運営に関わる経費は、本会の予算をもってまかなう。

第6条 本会の会友に対しては、会長名をもって招請する。

第7条 会員が総会に議案を提出しようとするときには、臨時総会の場合を除き、総会の開催期日の3か月前までに、理由を示して理事会に提出するものとする。

第8条 総会構成員で、やむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、次の手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 構成員は、会員名称、連絡先及び表決権を委任する代理人を明記した委任状を、総会開催日の1週間前までに事務局に提出する。

代理人を明記しない委任状は、これを白紙委任状とみなし、議長を受任者とする。

3 代理人は複数の委任状を受けることはできない。ただし、代理人が議長のときはこの限りではない。

第9条 総会の議長は、団体会員の構成員より推薦する。

第10条 議事録は、事務局理事が作成し、全会員に配付する。

第11条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

## 附 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 看護図書館協議会運営要領（平成3年12月7日制定）は廃止する。
- 3 この細則は、平成18年4月22日から施行する。
- 4 この細則は、平成24年4月21日から施行する。
- 5 この細則は、平成27年4月25日から施行する。
- 6 この細則は、2017年4月22日から施行する。
- 7 この改正細則は、2018年4月21日から施行する。
- 8 この改正細則は、2023年4月22日から施行する。